

東京都災害時業務継続施設整備事業補助金交付要綱

29 都市整企第 9 号

平成 29 年 4 月 3 日

(改正) 31 都市整企第 574 号

令和 2 年 4 月 1 日

(改正) 4 都市整企第 415 号

令和 5 年 4 月 3 日

第 1 目的

この要綱は、「都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）」が掲げる都市像の実現に向けて、都市強靱化などの流れを受け、都市の防災性向上及び東京の国際競争力強化を促進するため、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの自立化・多重化を図る災害時業務継続施設整備事業を施行する者に対し、補助金を交付するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、災害時業務継続施設整備事業（以下「補助事業」という。）とは、災害時における帰宅困難者の安全確保及び業務機能・行政機能の継続に必要なエネルギーの安定供給を確保する地区の整備に際して行うエネルギー導管等整備事業で、次に掲げる 1 から 3 までのいずれも満たす事業をいう。

1 次に掲げる（1）から（4）までのいずれも満たす事業

- (1) 東京都内において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業
- (2) 東京都が新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（令和 2 年 12 月 24 日改定）で定めるエネルギーの面的利用を推進するエリア及び隣接する地域で実施される事業
- (3) 業務継続に必要な電力及び熱（「業務継続に必要な電力及び熱」とは、系統電力が遮断された場合においてもコージェネレーションシステム等により業務継続に必要なエネルギーとして供給が継続されるものをいう。ただし、供給先において既に上記「熱」を有している場合は、電力のみの供給を可とする。）の供給先に以下のいずれかを含む地区で行う事業
 - イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する指定公共機関及び同項第 6 号に規定する指定地方公共機関の施設
 - ロ 平成 24 年 3 月 21 日付医政発 0321 第 2 号「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院
 - ハ 帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設
- (4) 業務継続に必要な電力又は熱の供給先に、供給元と既存道路等で分断された別街区に

位置する建物を含む地区で行う事業

- 2 供給先となる施設の災害時における重要性の観点等から公共性が相当に高いと認められる事業
- 3 需要家協議や導管等施工上の観点等から事業の難度が相当に高いと認められる事業

第3 補助対象者

補助対象者は、特措法第19条に規定する都市再生緊急整備協議会とする。

第4 補助対象事業費

補助対象事業費は、特措法第19条の15に規定する都市再生安全確保計画（以下「安全確保計画」という。）に位置付けられた事業のうち、国が定める都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-2号、都計発第35-2号、住街発第23号）第30条第4項に規定する認定を受けたエネルギー導管等整備事業計画（以下「エネルギー導管等整備事業計画」という。）に位置付けられたエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む。）、エネルギー貯留施設及びそれらの付帯施設の整備に要する費用とする。

第5 補助金の額

- 1 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。
 - (1) 補助対象事業費から国庫補助金の額を控除した額の3分の2以内の額
 - (2) 補助対象事業費の5分の2以内の額
- 2 補助金の交付額の総額は、エネルギー導管等整備事業計画当たり20億円を上限とする。

第6 交付申請

補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、災害時業務継続施設整備事業補助金交付申請書（別記様式1）により知事に申請する。

第7 交付の決定

- 1 知事は、第6による申請があった場合において、交付申請書や関係書類の審査や必要に応じて行う現地調査等により適正と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、災害時業務継続施設整備事業補助金交付決定通知書（別記様式2）により、補助金の交付を受けようとする者に通知する。
- 2 前項の交付の決定に当たり、知事は別紙「東京都災害時業務継続施設整備事業補助金交付条件」のほか必要な限度において条件を付することができる。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業費等の変更が生じた場合は、災害時業務継続施設整備事業補助金交付決定額の変更申請書（別記様式3）により、交付決定額の変更を知事に申請する。
- 4 知事は、前項による申請があった場合において、変更申請書や関係書類の審査や必要に応じて

て行う現地調査等により適正と認めるときは、速やかに補助金の交付決定額の変更を決定し、災害時業務継続施設整備事業補助金交付決定変更通知書（別記様式4）により、補助事業者へ通知する。

第8 申請の撤回

第7の1の通知を受けた者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書受領後14日以内に、災害時業務継続施設整備事業補助金交付申請撤回申出書（別記様式5）を知事に提出し、補助金交付申請の撤回をすることができる。

第9 承認事項

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業に要する経費の配分又は内容の変更をするときは、災害時業務継続施設整備事業補助事業に係る経費の配分及び内容変更承認申請書（別記様式6）により知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため当該補助金の交付の決定の取消しを必要とするときは、災害時業務継続施設整備事業補助金交付決定取消申請書（別記様式7）を知事に提出するものとする。

第10 事業完了期日の変更

補助事業者は、補助対象となる事業が交付申請書に記載された事業完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに災害時業務継続施設整備事業の完了予定期日変更報告書（別記様式8）により知事に報告し、その指示を受けるものとする。

第11 実績報告書

- 1 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに災害時業務継続施設整備事業実績報告書（別記様式9）を知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金に係る事業の一部が完了して概算払いを受けるときは、災害時業務継続施設整備事業実績報告書（概算払い）（別記様式10）を知事に提出するものとする。なお、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、前項の規定によることとする。

第12 補助金の額の確定

知事は、実績報告書を受けた場合において、実績報告書の内容審査や必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、災害時業務継続施設整備事業補助金の額の確定通知書（別記様式11。第11第2項により報告書を受けた場合は別記様式12）により、補助事業者へ通知するものとする。

第13 補助金の交付

知事は、補助事業者から、第12により確定した金額について、請求書（別記様式13）による請求があったときは、速やかに交付するものとする。

第14 その他

この要綱に定めのない事項については都市再生推進事業費補助交付要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-3号、都計発第35-4号、住街発第24号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日31都市整企第574号）

- 1 この改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に旧要綱第2条の規定による定義に関しては、同条の規定は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年4月3日4都市整企第415号）

- 1 この改正後の要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、交付要綱第2及び第4並びに第5に関する規定はなお従前の例による。